(d)　「ＣＴＳＨ」とは、産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準におけるＣＴＣが行われたことをいう。

(e)　「ＷＯ」とは、第三・三条（完全に得られ、又は生産される産品）の規定に従って、一の締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。産品は、当該産品について適用される規則がＷＯである場合には、第三・二条（原産品）(b)の規定に従い一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産されることによっても原産品として取り扱われるための要件を満たすことができる。

(f)　「ＣＲ」とは、化学反応に係る規則をいう。化学反応による生産品である産品は、当該化学反応が締約国において行われる場合には、原産品とする。「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む。）をいう。この定義の適用上、次のものは、化学反応とみなさない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

8　品目別規則がＲＶＣに基づく原産地規則、ＣＴＣに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工の作業が行われること又はこれらの規則の組合せから選択することを規定する場合には、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

9　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に効力を生じた二千十二年版の統一システム（以下この附属書において「二千十二年の統一システム」という。）に従ったものである。

統一システム番号（二千十二年の統一システム）			品名	品目別規則
類	項	号		
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品				
〇一			第一類　動物（生きているものに限る。）	ＷＯ
〇二			第二類　肉及び食用のくず肉	ＣＣ（第一類の材料からの変更を除く。）
〇三			第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物	
	〇三・〇一		魚（生きているものに限る。）	ＷＯ
	〇三・〇二		魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	ＣＣ
	〇三・〇三		魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	ＣＣ
	〇三・〇四		魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	
			魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
		〇三〇四・三一	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	ＣＣ
		〇三〇四・三二	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	ＣＣ
		〇三〇四・三三	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	ＣＣ
		〇三〇四・三九	その他のもの	ＣＣ
			その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
		〇三〇四・四一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
		〇三〇四・四二	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
		〇三〇四・四三	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
		〇三〇四・四四	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
		〇三〇四・四五	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
		〇三〇四・四六	めろ（ディソスティクス属のもの）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
		〇三〇四・四九	その他のもの	ＣＴＨ
			その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
		〇三〇四・五一	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	ＣＣ
		〇三〇四・五二	さけ科のもの	ＣＣ
		〇三〇四・五三	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	ＣＣ
		〇三〇四・五四	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	ＣＣ
		〇三〇四・五五	めろ（ディソスティクス属のもの）	ＣＣ
		〇三〇四・五九	その他のもの	ＣＣ
			魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のものに限る。）（冷凍したものに限る。）	
		〇三〇四・六一	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	ＣＣ